

令和元年 第7回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和元年 7月26日(金) 10時00分  
場 所 南庁舎 2階 会議室2

○提出議題 (6件)

- 高農議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)  
高農議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)  
高農議第15号 高砂市農業委員会農地利用変更届事務取扱要領の一部を改正する  
要領を定めることについて(1)  
報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(1)

○出席委員 (13名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 三好 覚  | 2番  | 位田 篤男 |
| 3番  | 柴田 晃  | 4番  | 北野 益生 |
| 5番  | 前橋 瑞紀 | 6番  | 石堂 良信 |
| 7番  | 西村 一志 | 8番  | 植原 種一 |
| 9番  | 北原 知子 | 10番 | 北原 豊茂 |
| 11番 | 西川 良一 | 12番 | 松本 慶一 |
| 13番 | 芦谷 博務 | 14番 | 藤井 陽一 |
|     |       |     |       |
|     |       |     |       |

○欠席委員 (1名)

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

○出席事務局職員 (3名)

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局 局長 | 大内 喜樹 |
| ” 主 幹  | 尾塩 昌昭 |
| 事務吏員   | 上田 耕司 |

○出席市長部局 (1名)

|        |        |
|--------|--------|
| 産業振興課長 | 増田 さと子 |
|--------|--------|

## 議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第7回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、1名欠席ですが総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第13号～第15号の5件、報告第25号の1件、併せて6件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第7回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により2番の位田委員さん、3番の柴田委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第13号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第13号は農地法第3条第1項の許可申請で、1件でございます。
- (高農議第13号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。米田地区、お願いします。
- 7番 事務局の説明どおりです。米田地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番は承認されました。
- これで高農議第13号は承認されました。
- 続きまして高農議第14号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第14号は農地法第5条第1項の許可申請で、3件でございます。
- (高農議第14号、1番～3番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1・2番について伊保地区、お願いします。
- 3番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1・2番は承認されました。
- 次に3番について阿弥陀地区、お願いします。

1 1 番  
議 長 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。  
この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

1 2 番  
事務局 東側の水路については、どうされるのですか。  
市から払い下げをうけるように手続き中であると聞いています。

1 2 番  
事務局 この水路は使用していないのですか。  
これより下については、水田がなくなりましたので使用していないと聞いてお  
ります。

議 長 以前、申請者が会社の敷地を増やすということの転用を許可しましたが、申請  
地に太陽光発電施設を設置し転用計画以外のことをしたのでそれが気になるの  
ですが  
今回は、隣で太陽光発電を行っているので、計画以外のものに使用しないと思  
いますが気になるのです。

1 番  
議 長 計画通り使用するという確約書を提出してもらったらどうですか。  
各委員 確約書を提出してもらって認めていくということによろしいか。  
議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、3番は承認されました。  
これで高農議第14号は承認されました。

事務局 **続きまして高農議第15号**「高砂市農業委員会農地利用変更届事務取扱要領の  
一部を改正する要領を定めることについて」を議題といたします。

議 長 高農議第15号は農地利用変更届事務取扱要領の変更でございます。  
(高農議第15号農地利用変更届事務要領を読み上げる)

事務局 事務局の説明が終わりました。  
この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。  
変更するのであれば農家にチラシ等を配布してもらえますか。

6 番  
事務局 農家に周知できるような書類を作り農会長に配布していただきます。  
農家への周知が必要なのに施行が7月26日でいいのか。

各委員 農家に周知する期間を考えて施行は、9月1日からいうことにさせていただい  
てよろしいか。  
議 長 (「異議なし」の声あり)  
その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。  
各委員 (「異議なし」の声あり)  
議 長 異議の声がありませんので、高農議第15号は承認されました。

事務局 **続きまして報告第25号**「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」  
を報告いたします。事務局、説明願います。

議 長 報告第25号は農地法第3条の3第1項の規定による届出のことで、1件ござ  
います。  
(報告第23号、1番を読み上げる)  
事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員  
議 長

なし。  
それでは以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

位田 篤男委員 \_\_\_\_\_

柴田 晃委員 \_\_\_\_\_